【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年７月20日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部　山﨑 誠吾
【電話番号】	03－6437－6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ガリレオ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年１月20日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更が生じ、また、本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、原届出書の関係事項を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。
※下線部＿＿が訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

＜訂正前＞

１ ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

＜中略＞

本書において、本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「ガリレオ」ということがあります。なお、文脈により別に解釈すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

＜中略＞

＜安定した収益の獲得を追求＞

＜中略＞

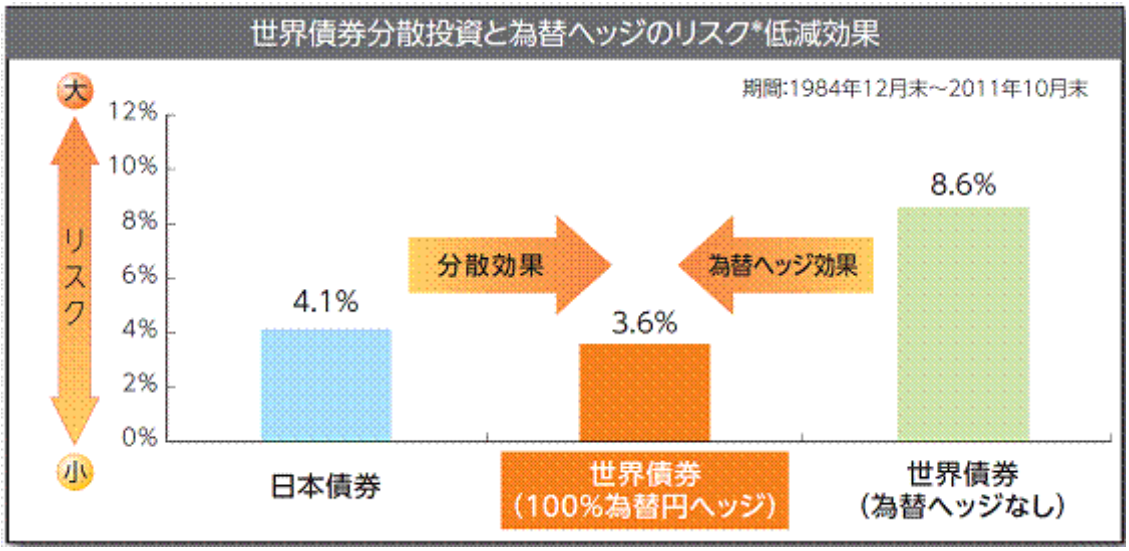

＜中略＞

※上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的としたものです。また、すべてのケースにあてはまるとは限りません。上記のデータは、日本債券はＪＰ_モルガン日本債券インデックス、世界債券はＪＰ_モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）を使用しています。上記のデータはあくまでインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去のデータであり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

＜ファンドの運用＞

＜中略＞

本ファンドでは、ベンチマークにおける配分比率から実際の配分比率を意図的にかい離（より魅力的と判断する国や資産には多く、魅力的ではないと判断する国や資産には少なく配分）させることにより超過収益を目指します。

＜中略＞

ガリレオの３つの運用戦略

①世界債券と円短期金融商品間の「資産間配分戦略」

債券がより魅力的な資産であると評価し強気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を上昇させます。一方で、債券について弱気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を低下させます。

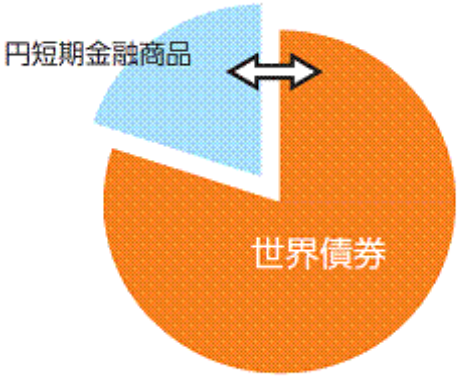

②各国債券市場間における「債券国別配分戦略」

より魅力的と判断し強気の見通しをもつ国の債券への配分を上昇させるとともに、相対的に弱気の見通しをもつ国の債券への配分を低く抑える運用を行い、付加価値を追求します。

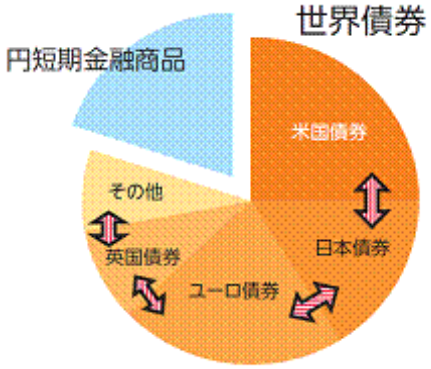

③100%為替円ヘッジを基本としながら、各通貨間における「通貨配分戦略」

対円で100%為替ヘッジを基本としながら、各国通貨の運用からも収益を上げる運用を目指します。具体的には、円に対するヘッジ比率を高位に維持しながら、より魅力的と判断し強気の見通しをもつ通貨を買い持ちするとともに、相対的に弱気の見通しをもつ通貨を売り持ちする運用を複数の通貨にわたって行い、付加価値を追求します。

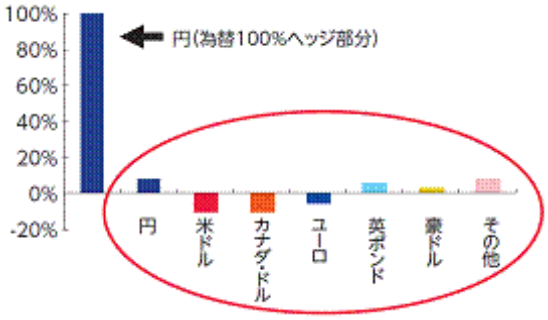

※市況動向によっては以上の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。

各国国債市場を投資対象とした運用を主に行い、配分比率の変更は、原則的に月に１回程度の頻度で行います。

投資先債券市場選択と通貨選択とは独立して行われます（例：カナダ債券買い＋カナダ・ドル売り）。

運用の手段として、債券先物取引等も活用します（いわゆるレバレッジを目的とした先物使用は原則として行いません。）。

※上記は例示をもって理解を深めるためのものであり、本ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。実際の運用においてはこれらの比率は変化します。

＜中略＞

（３）ファンドの仕組み

＜中略＞

２．ファンドの関係法人

＜中略＞

＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

＜中略＞

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2011年６月末現在、グループ全体で7,203億米ドル（約58.2兆円[*]）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2011年６月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝80.73円）により、計算しております。

＜後略＞

＜訂正後＞

１ ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

＜中略＞

本書において、本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「ガリレオ」ということがあります。なお、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

＜中略＞

＜安定した収益の獲得を追求＞

＜中略＞

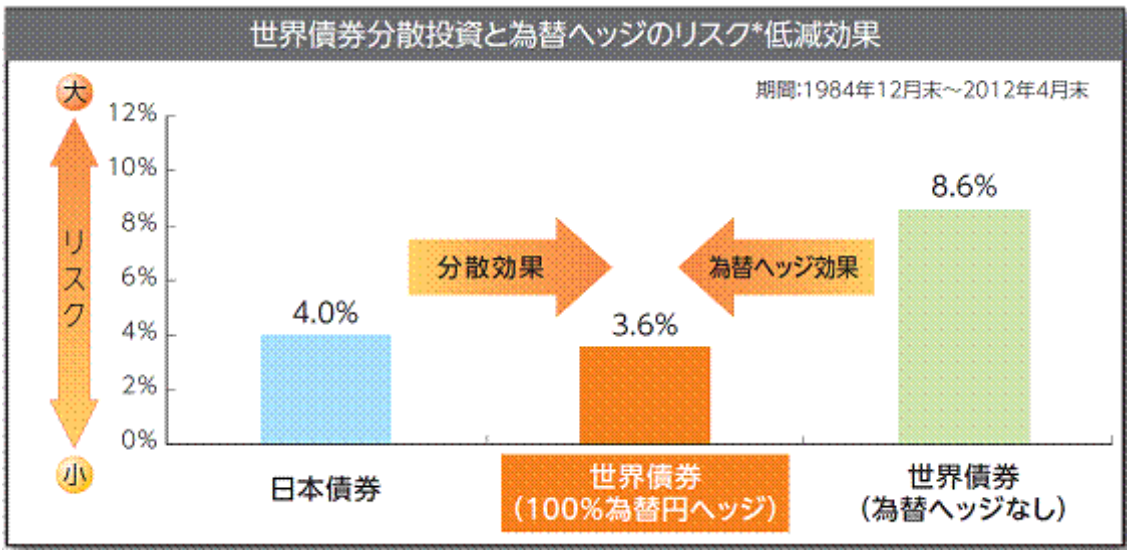

＜中略＞

※上記は例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合にあてはまるとは限りません。上記のデータは、日本債券はＪＰモルガン日本債券インデックス、世界債券はＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）を使用しています。上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

＜ファンドの運用＞

＜中略＞

本ファンドでは、ベンチマークにおける配分比率から実際の配分比率を意図的にかい離（より魅力的と判断する国や資産には多く配分、魅力的ではないと判断する国や資産には少なく配分）させることにより超過収益を目指します。

＜中略＞

ガリレオの３つの運用戦略

①世界債券と円短期金融商品間の「資産間配分戦略」

債券がより魅力的な資産であると評価し強気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を上昇させます。一方で、債券について弱気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を低下させます。

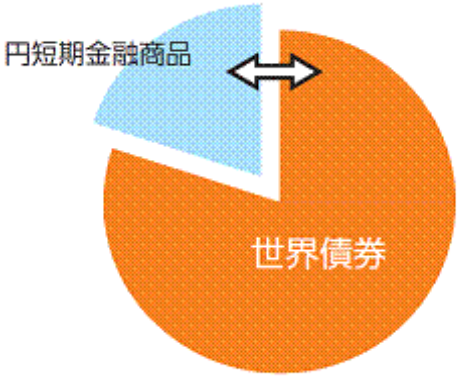

②各国債券市場間における「債券国別配分戦略」

より魅力的と判断し強気の見通しをもつ国の債券への配分を上昇させるとともに、相対的に弱気の見通しをもつ国の債券への配分を低く抑える運用を行い、付加価値を追求します。

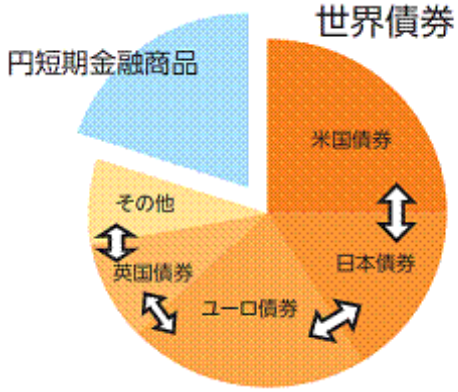

③100%為替円ヘッジを基本としながら、各通貨間における「通貨配分戦略」

対円で100%為替ヘッジを基本としながら、各国通貨の運用からも収益を上げる運用を目指します。具体的には、円に対するヘッジ比率を高位に維持しながら、より魅力的と判断し強気の見通しをもつ通貨を買い持ちするとともに、相対的に弱気の見通しをもつ通貨を売り持ちする運用を複数の通貨にわたって行い、付加価値を追求します。

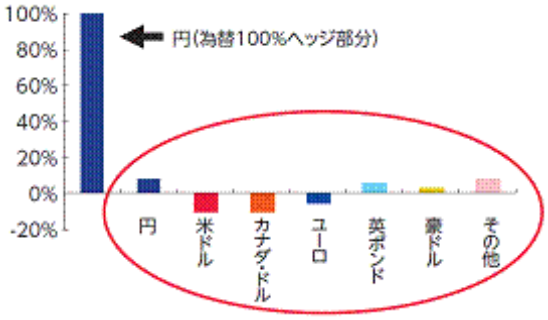

各国国債市場を投資対象とした運用を主に行い、配分比率の変更は、原則的に月に１回程度の頻度で行います。

投資先債券市場選択と通貨選択とは独立して行われます（例：カナダ債券買い＋カナダ・ドル売り）。

運用の手段として、債券先物取引等も活用します（いわゆるレバレッジを目的とした先物使用は原則として行いません。）。

※上記は例示をもって理解を深めるためのものであり、本ファンドの運用成果を示唆または保証するものではありません。実際の運用においてはこれらの比率は変化します。市況動向によっては以上の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。

＜中略＞

（３）ファンドの仕組み

＜中略＞

２．ファンドの関係法人

＜中略＞

＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

＜中略＞

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2011年12月末現在、グループ全体で7,058億米ドル（約54.9兆円[*]）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2011年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.74円）により、計算しております。

＜後略＞

2 投資方針

＜訂正前＞

（1）投資方針

＜中略＞

c．マザーファンドの運用方針

＜中略＞

計量モデルを組み合わせて、世界債券・通貨の分散投資を行います。

(a) 資産配分、債券国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発したファンダメンタル分析に基づく計量モデル＊2を用い、ポートフォリオの最適化を図ります。

＜中略＞

（3）運用体制

a．組織

＜中略＞

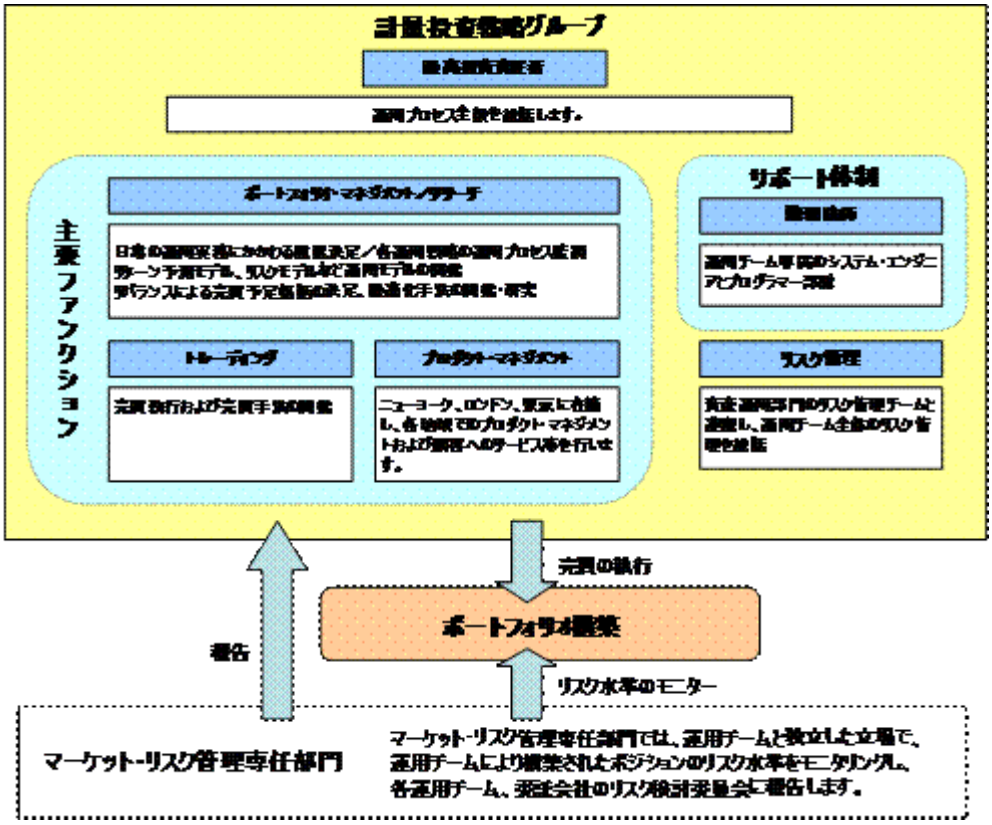

（注1）リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

＜後略＞

＜訂正後＞

（1）投資方針

＜中略＞

c．マザーファンドの運用方針

＜中略＞

計量モデルを組み合わせて、世界債券・通貨の分散投資を行います。

(a) 資産間配分、債券国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発したファンダメンタル分析に基づく計量モデル＊2を用い、ポートフォリオの最適化を図ります。

＜中略＞

（3）運用体制

a．組織

＜中略＞

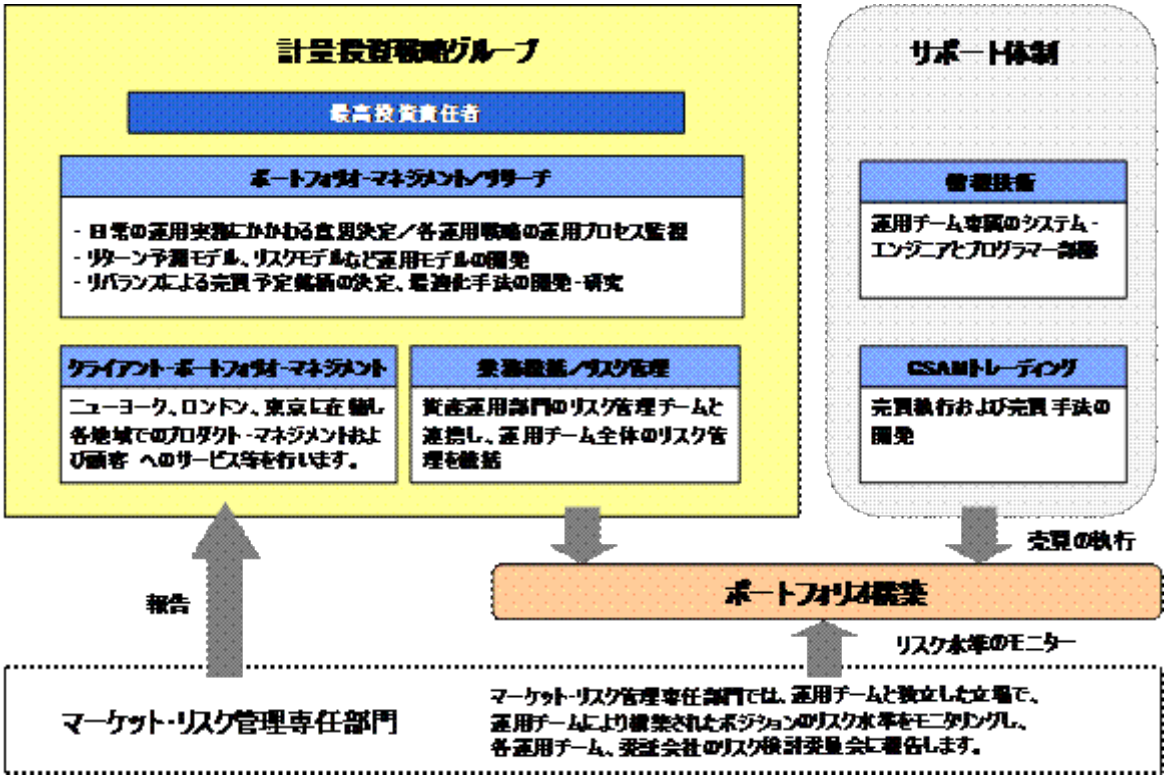

（注1）リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

＜後略＞

３ 投資リスク

(2) 投資リスクに対する管理体制

＜訂正前＞

＜中略＞

（注１）リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

＜訂正後＞

＜中略＞

（注１）リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

４ 手数料等及び税金

＜訂正前＞

＜前略＞

（４）その他の手数料等

＜中略＞

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了の時、信託財産中から委託会社に対して支払います。

（５）課税上の取扱い

＜中略＞

＊１ 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

＊２ 2013年12月31日までの期間については、10%（所得税７%、地方税３%）の税率が適用されます。2014年１月１日以降は、20%（所得税15%、地方税５%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年３月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税５%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2013年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税７%、地方税３%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税され

ません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2013年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては７％（所得税７％）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2013年12月31日までの間は10%（所得税７％、地方税３％）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2013年12月31日までの間は７％（所得税７％）の税率が適用されます。

＜訂正後＞

＜前略＞

（４）その他の手数料等

＜中略＞

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払います。

（５）課税上の取扱い

＜中略＞

＊１ 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

＊２ 2012年12月31日までの期間については、10%（所得税７%、地方税３%）の税率が適用されます。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年３月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税５%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2012年12月31日まで：10%（所得税７%、地方税３%）

・2013年１月１日以後：10.147%（所得税７.147%、地方税３%）

・2014年１月１日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税５%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2012年12月31日まで：７％（所得税７％）

・2013年１月１日以後：７.147%（所得税７.147%）

・2014年１月１日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2012年12月31日まで：10%（所得税７％、地方税３％）

・2013年１月１日以後：10.147%（所得税７.147%、地方税３％）

・2014年１月１日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税５％）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2012年12月31日まで：７％（所得税７％）

・2013年１月１日以後：７.147%（所得税７.147%）

・2014年１月１日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

次へ

5 運用状況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ５ 運用状況」については、下記の内容に更新されます。

＜訂正・更新後＞

(1) 投資状況

（2012年４月27日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	―	12,093,664,237	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△3,702,270	△0.03
合計（純資産総額）	―	12,089,961,967	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報
＜ガリレオ・マザーファンド＞

（2012年４月27日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	6,455,185,239	43.65
	ドイツ	4,441,118,323	30.03
	イギリス	1,196,710,920	8.09
小計		12,093,014,482	81.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	2,696,017,806	18.23
合計（純資産総額）	―	14,789,032,288	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（2012年４月27日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ガリレオ・マザーファンド	9,162,560,980	1.3181	12,078,087,878	1.3199	12,093,664,237	100.03

種類別及び業種別投資比率

（2012年４月27日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件
（2012年４月27日現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（2012年４月27日現在）
該当事項はありません。

参考情報
＜ガリレオ・マザーファンド＞
① 投資有価証券の主要銘柄

（2012年４月27日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量(券面総額)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.875%	26,300,000	12,183.04	3,204,141,266	12,176.47	3,202,411,803	8.875	2019/2/15	21.65
2	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6%	15,000,000	13,084.88	1,962,733,290	13,084.35	1,962,652,860	6	2016/6/20	13.27
3	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	12,300,000	15,565.88	1,914,603,978	15,550.87	1,912,757,305	6.25	2024/1/4	12.93
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 11.25%	17,700,000	10,584.90	1,873,527,687	10,570.93	1,871,055,982	11.25	2015/2/15	12.65
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.125%	11,000,000	12,575.11	1,383,262,401	12,561.06	1,381,717,454	8.125	2021/8/15	9.34
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY 6%	4,200,000	18,724.47	786,428,138	18,858.51	792,057,742	6	2028/12/7	5.36
7	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	4,400,000	12,849.49	565,377,859	12,857.00	565,708,158	4.25	2018/7/4	3.83
8	イギリス	国債証券	UK TREASURY 8.75%	2,200,000	18,353.90	403,785,872	18,393.32	404,653,178	8.75	2017/8/25	2.74

種類別及び業種別投資比率

（2012年４月27日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	81.77
合計	81.77

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件
（2012年４月27日現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

（2012年４月27日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	買建	1,700,000,000	日本円	2,426,410,000	2,433,040,000	2,433,040,000	16.45
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1206	売建	198	米ドル	26,089,594.74	26,120,532.24	2,120,726,012	△14.34
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 1206	売建	68	カナダドル	8,988,920	8,958,320	737,986,401	△4.99
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1206	買建	176	ユーロ	24,749,120	24,801,920	2,659,757,900	17.98
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1206	買建	29	オーストラリアドル	3,434,638.49	3,459,990.87	291,677,230	1.97
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1206	買建	20	英ポンド	2,301,400	2,315,400	304,266,714	2.06

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（3）運用実績

① 純資産の推移

2012年４月27日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第11期	（2002年10月21日）	76,531	80,692	1.0115	1.0665
第12期	（2003年４月21日）	68,290	63,594	1.0392	1.0442
第13期	（2003年10月20日）	54,581	54,863	1.0641	1.0696
第14期	（2004年４月20日）	51,210	51,471	1.0791	1.0846
第15期	（2004年10月20日）	46,321	46,520	1.0512	1.0557
第16期	（2005年４月20日）	43,173	43,357	1.0590	1.0635
第17期	（2005年10月20日）	39,025	39,190	1.0601	1.0646
第18期	（2006年４月20日）	34,519	34,669	1.0364	1.0409
第19期	（2006年10月20日）	29,417	29,547	1.0149	1.0194
第20期	（2007年４月20日）	25,472	25,587	0.9940	0.9985
第21期	（2007年10月22日）	22,642	22,749	0.9580	0.9625
第22期	（2008年４月21日）	21,217	21,318	0.9447	0.9492
第23期	（2008年10月20日）	19,050	19,142	0.9271	0.9316
第24期	（2009年４月20日）	18,650	18,728	0.9556	0.9596
第25期	（2009年10月20日）	17,648	17,721	0.9646	0.9686
第26期	（2010年４月20日）	16,120	16,187	0.9639	0.9679
第27期	（2010年10月20日）	14,916	14,976	0.9930	0.9970
第28期	（2011年４月20日）	13,738	13,795	0.9634	0.9674
第29期	（2011年10月20日）	13,212	13,266	0.9743	0.9783
第30期	（2012年４月20日）	12,095	12,144	0.9792	0.9832
	2011年４月末日	13,813	－	0.9680	－
	2011年５月末日	13,666	－	0.9654	－
	2011年６月末日	13,524	－	0.9621	－
	2011年７月末日	13,201	－	0.9523	－
	2011年８月末日	13,325	－	0.9675	－
	2011年９月末日	13,389	－	0.9798	－
	2011年10月末日	12,891	－	0.9685	－
	2011年11月末日	12,783	－	0.9684	－
	2011年12月末日	12,758	－	0.9749	－
	2012年１月末日	12,366	－	0.9737	－
	2012年２月末日	12,398	－	0.9814	－
	2012年３月末日	12,114	－	0.9762	－
	2012年４月末日	12,089	－	0.9799	－

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第11期	自 2002年４月23日 至 2002年10月21日	0.0550
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年４月21日	0.0050
第13期	自 2003年４月22日 至 2003年10月20日	0.0055
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年４月20日	0.0055
第15期	自 2004年４月21日 至 2004年10月20日	0.0045
第16期	自 2004年10月21日 至 2005年４月20日	0.0045
第17期	自 2005年４月21日 至 2005年10月20日	0.0045
第18期	自 2005年10月21日 至 2006年４月20日	0.0045
第19期	自 2006年４月21日 至 2006年10月20日	0.0045
第20期	自 2006年10月21日 至 2007年４月20日	0.0045
第21期	自 2007年４月21日 至 2007年10月22日	0.0045
第22期	自 2007年10月23日 至 2008年４月21日	0.0045
第23期	自 2008年４月22日 至 2008年10月20日	0.0045
第24期	自 2008年10月21日 至 2009年４月20日	0.0040
第25期	自 2009年４月21日 至 2009年10月20日	0.0040
第26期	自 2009年10月21日 至 2010年４月20日	0.0040
第27期	自 2010年４月21日 至 2010年10月20日	0.0040
第28期	自 2010年10月21日 至 2011年４月20日	0.0040
第29期	自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	0.0040
第30期	自 2011年10月21日 至 2012年４月20日	0.0040

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）
第11期	自 2002年４月23日 至 2002年10月21日	7.1
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年４月21日	3.2
第13期	自 2003年４月22日 至 2003年10月20日	2.9
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年４月20日	1.9
第15期	自 2004年４月21日 至 2004年10月20日	△2.2
第16期	自 2004年10月21日 至 2005年４月20日	1.2
第17期	自 2005年４月21日 至 2005年10月20日	0.5
第18期	自 2005年10月21日 至 2006年４月20日	△1.8
第19期	自 2006年４月21日 至 2006年10月20日	△1.6
第20期	自 2006年10月21日 至 2007年４月20日	△1.6
第21期	自 2007年４月21日 至 2007年10月22日	△3.2
第22期	自 2007年10月23日 至 2008年４月21日	△0.9
第23期	自 2008年４月22日 至 2008年10月20日	△1.4
第24期	自 2008年10月21日 至 2009年４月20日	3.5
第25期	自 2009年４月21日 至 2009年10月20日	1.4
第26期	自 2009年10月21日 至 2010年４月20日	0.3
第27期	自 2010年４月21日 至 2010年10月20日	3.4
第28期	自 2010年10月21日 至 2011年４月20日	△2.6
第29期	自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	1.5
第30期	自 2011年10月21日 至 2012年４月20日	0.9

（4）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第11期	自 2002年４月23日 至 2002年10月21日	1,272,934,520 (0)	40,270,185,477 (0)	75,657,665,588 (0)
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年４月21日	8,029,284,824 (0)	22,782,956,067 (0)	60,903,994,345 (0)
第13期	自 2003年４月22日 至 2003年10月20日	4,056,391,885 (0)	13,665,760,623 (0)	51,294,625,607 (0)
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年４月20日	1,384,346,168 (0)	5,222,422,853 (0)	47,456,548,922 (0)
第15期	自 2004年４月21日 至 2004年10月20日	614,862,978 (0)	4,005,854,135 (0)	44,065,557,765 (0)
第16期	自 2004年10月21日 至 2005年４月20日	368,721,152 (0)	3,667,516,686 (0)	40,766,762,231 (0)
第17期	自 2005年４月21日 至 2005年10月20日	258,783,866 (0)	4,211,178,487 (0)	36,814,367,610 (0)
第18期	自 2005年10月21日 至 2006年４月20日	259,356,958 (0)	3,765,925,550 (0)	33,307,799,018 (0)
第19期	自 2006年４月21日 至 2006年10月20日	194,540,122 (0)	4,518,222,221 (0)	28,984,116,919 (0)
第20期	自 2006年10月21日 至 2007年４月20日	209,203,685 (0)	3,567,657,759 (0)	25,625,662,845 (0)
第21期	自 2007年４月21日 至 2007年10月22日	145,606,244 (0)	2,135,281,652 (0)	23,635,987,437 (0)
第22期	自 2007年10月23日 至 2008年４月21日	126,864,499 (0)	1,304,291,625 (0)	22,458,560,311 (0)
第23期	自 2008年４月22日 至 2008年10月20日	118,663,738 (0)	2,029,935,205 (0)	20,547,288,844 (0)
第24期	自 2008年10月21日 至 2009年４月20日	110,687,962 (0)	1,140,511,025 (0)	19,517,465,781 (0)
第25期	自 2009年４月21日 至 2009年10月20日	85,737,465 (0)	1,307,841,671 (0)	18,295,361,575 (0)
第26期	自 2009年10月21日 至 2010年４月20日	76,755,336 (0)	1,647,373,511 (0)	16,724,743,400 (0)
第27期	自 2010年４月21日 至 2010年10月20日	72,456,645 (0)	1,775,706,682 (0)	15,021,493,363 (0)
第28期	自 2010年10月21日 至 2011年４月20日	61,279,640 (0)	822,703,904 (0)	14,260,069,099 (0)
第29期	自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	71,704,082 (0)	771,585,359 (0)	13,560,187,822 (0)
第30期	自 2011年10月21日 至 2012年４月20日	52,832,454 (0)	1,260,375,675 (0)	12,352,644,601 (0)

(注) （ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（参考）運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2012年4月27日現在

基準価額・純資産の推移

2002年5月1日～2012年4月27日(設定日:1997年5月1日)

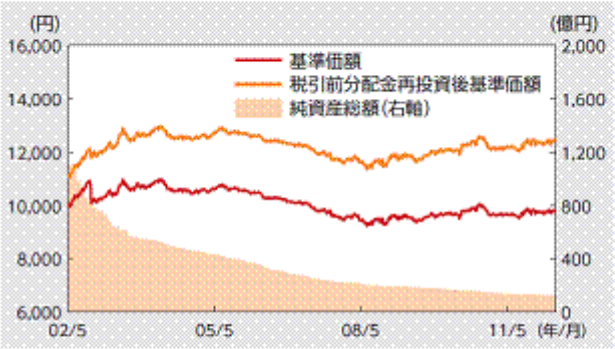

基準価額・純資産総額

基準価額	9,799円
純資産総額	120.9億円

期間別騰落率(%)(税引前分配金再投資)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	0.79	1.05	1.59	2.06	5.41	3.15	24.75

分配の推移(円)(1万口当たり、税引前)

決算日	10 4/20	10 10/20	11 4/20	11 10/20	12 4/20	設定来累計
分配金	40	40	40	40	40	2,456

- 税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	通貨	銘柄	償還日	種別	格付(注)	クーポン	比率
1	USD	アメリカ国債	2019/02/15	国債	AA+/Aaa	8.875%	21.7%
2	EUR	ドイツ国債	2016/06/20	国債	AAA/Aaa	6.000%	13.3%
3	EUR	ドイツ国債	2024/01/04	国債	AAA/Aaa	6.250%	12.9%
4	USD	アメリカ国債	2015/02/15	国債	AA+/Aaa	11.250%	12.7%
5	USD	アメリカ国債	2021/08/15	国債	AA+/Aaa	8.125%	9.3%
6	GBP	イギリス国債	2028/12/07	国債	AAA/Aaa	6.000%	5.4%
7	EUR	ドイツ国債	2018/07/04	国債	AAA/Aaa	4.250%	3.8%
8	GBP	イギリス国債	2017/08/25	国債	AAA/Aaa	8.750%	2.7%

(注)上記格付は、スタンダード&プアーズ(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。
NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

ポートフォリオ情報*

加重平均クーポン	6.43%
平均格付	AAA

*マザーファンドに基づくデータです。

年間収益率の推移

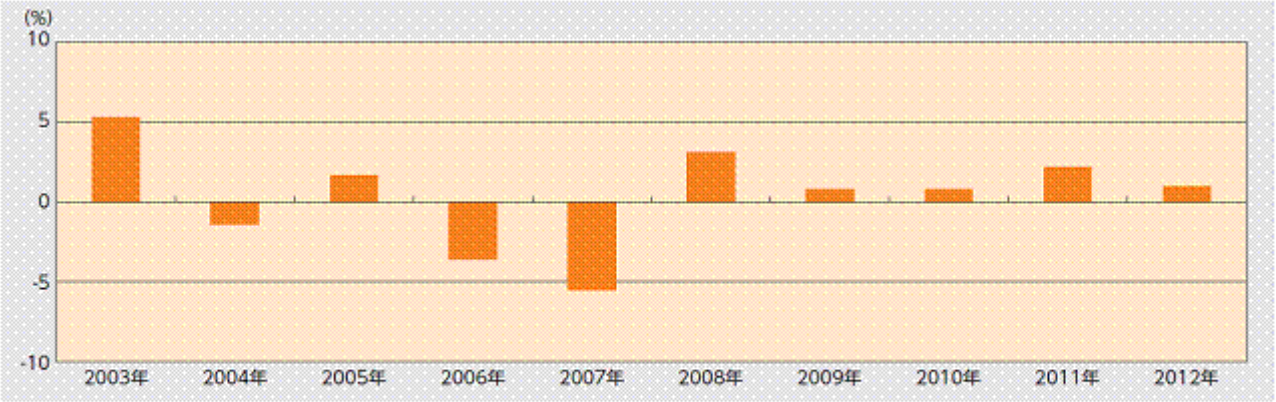

- 本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
- 2012年は1月から4月末までの騰落率を表示しています。

第３【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第３ ファンドの経理状況」については、以下の内容に更新されます。

＜訂正・更新後＞

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
(2) 本ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。
(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第30期計算期間（2011年10月21日から2012年４月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ガリレオ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第29期 (2011年10月20日現在)	第30期 (2012年４月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,373,628,790	12,245,054,893
未収入金	13,293,142	14,966,755
流動資産合計	13,386,921,932	12,260,021,648
資産合計	13,386,921,932	12,260,021,648
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	54,240,751	49,410,578
未払解約金	13,293,142	14,966,755
未払受託者報酬	7,082,957	6,602,203
未払委託者報酬	99,161,394	92,430,736
その他未払費用	859,984	1,265,626
流動負債合計	174,638,228	164,675,898
負債合計	174,638,228	164,675,898
純資産の部		
元本等		
元本	13,560,187,822	12,352,644,601
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△347,904,118	△257,298,851
（分配準備積立金）	3,224,546,095	3,037,126,943
元本等合計	13,212,283,704	12,095,345,750
純資産合計	13,212,283,704	12,095,345,750
負債純資産合計	13,386,921,932	12,260,021,648

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期 自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	第30期 自 2011年10月21日 至 2012年４月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	311,417,996	207,721,620
営業収益合計	311,417,996	207,721,620
営業費用		
受託者報酬	7,082,957	6,602,203
委託者報酬	99,161,394	92,430,736
その他費用	859,984	1,265,626
営業費用合計	107,104,335	100,298,565
営業利益又は営業損失（△）	204,313,661	107,423,055
経常利益又は経常損失（△）	204,313,661	107,423,055
当期純利益又は当期純損失（△）	204,313,661	107,423,055
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,312,268	△1,599,179
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△521,478,376	△347,904,118
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,214,487	32,336,646
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,214,487	32,336,646
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,400,871	1,343,035
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,400,871	1,343,035
分配金	54,240,751	49,410,578
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△347,904,118	△257,298,851

次へ

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第29期 自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	第30期 自 2011年10月21日 至 2012年４月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第29期 （2011年10月20日現在）	第30期 （2012年４月20日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	14,260,069,099円	13,560,187,822円
期中追加設定元本額	71,704,082円	52,832,454円
期中一部解約元本額	771,585,359円	1,260,375,675円
２．受益権の総数	13,560,187,822口	12,352,644,601口
３．元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は347,904,118円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は257,298,851円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第29期 自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	第30期 自 2011年10月21日 至 2012年４月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	187,916,229円	160,666,871円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	258,575,834円	247,261,889円
分配準備積立金額	3,090,870,617円	2,925,870,650円
本ファンドの分配対象収益額	3,537,362,680円	3,333,799,410円
本ファンドの期末残存口数	13,560,187,822口	12,352,644,601口
１口当たり収益分配対象額	0.260863円	0.269885円
１口当たり分配金額	0.0040円	0.0040円
収益分配金金額	54,240,751円	49,410,578円

（注） 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第29期 自　2011年４月21日 至　2011年10月20日	第30期 自　2011年10月21日 至　2012年４月20日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第29期 自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	第30期 自 2011年10月21日 至 2012年４月20日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第29期 （2011年10月20日現在）	第30期 （2012年４月20日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	321,858,390	212,674,824
合計	321,858,390	212,674,824

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	第29期 （2011年10月20日現在）	第30期 （2012年４月20日現在）
１口当たり純資産額	0.9743円	0.9792円

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）附属明細表
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
日本円	親投資信託受益証券	ガリレオ・マザーファンド	9,287,110,272	12,245,054,893	―
合計		―	9,287,110,272	12,245,054,893	―

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「ガリレオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	（2011年10月20日現在）	（2012年４月20日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,040,203,557	1,415,434,205
コール・ローン		2,761,796,544	1,046,410,038
国債証券		11,558,297,636	12,136,001,939
派生商品評価勘定		451,372,529	176,665,536
未収利息		184,680,206	212,931,312
前払費用		4,831,674	―
差入委託証拠金		184,582,374	89,375,222
流動資産合計		16,185,764,520	15,076,818,252
資産合計		16,185,764,520	15,076,818,252
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		224,364,893	108,116,180
前受金		406,468	572,330
未払解約金		14,680,881	15,465,462
流動負債合計		239,452,242	124,153,972
負債合計		239,452,242	124,153,972
純資産の部			
元本等			
元本		12,300,077,821	11,340,872,432
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		3,646,234,457	3,611,791,848
元本等合計		15,946,312,278	14,952,664,280
純資産合計		15,946,312,278	14,952,664,280
負債純資産合計		16,185,764,520	15,076,818,252

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	自 2011年10月21日 至 2012年４月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2011年10月20日現在）	（2012年４月20日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	12,923,015,766円	12,300,077,821円
期中追加設定元本額	180,372,616円	215,121,781円
期中一部解約元本額	803,310,561円	1,174,327,170円
期末元本額	12,300,077,821円	11,340,872,432円
元本の内訳		
ＤＣガリレオ	1,984,103,746円	2,053,762,160円
ガリレオ	10,315,974,075円	9,287,110,272円
２．受益権の総数	12,300,077,821口	11,340,872,432口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	自 2011年10月21日 至 2012年４月20日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2011年４月21日 至 2011年10月20日	自 2011年10月21日 至 2012年４月20日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
	(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。	(2) 有価証券 同左
	(3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(3) デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2011年10月20日現在）	（2012年４月20日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	634,746,680	38,737,125
合計	634,746,680	38,737,125

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	（2011年10月20日現在）				（2012年４月20日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引								
	買建	11,415,777,108	－	11,386,400,000	△29,377,108	5,625,211,164	－	5,676,717,898	51,506,734
	売建	4,991,094,033	－	4,988,274,972	2,819,061	2,853,236,273	－	2,868,646,416	△15,410,143
合計		16,406,871,141	－	16,374,674,972	△26,558,047	8,478,447,437	－	8,545,364,314	36,096,591

（2）通貨関連

区分	種類	（2011年10月20日現在）				（2012年４月20日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	1,004,940,300	－	1,005,949,000	1,008,700	766,320,000	－	758,973,000	△7,347,000
	カナダドル	－	－	－	－	420,739,800	－	417,996,000	△2,743,800
	ユーロ	1,180,178,000	－	1,135,630,000	△44,548,000	791,605,025	－	778,505,000	△13,100,025
	英ポンド	1,053,547,562	－	1,044,056,250	△9,491,312	－	－	－	－
	スイスフラン	1,299,477,500	－	1,330,625,000	31,147,500	543,982,800	－	536,220,000	△7,762,800
	スウェーデンクローナ	649,701,000	－	623,700,000	△26,001,000	363,878,400	－	362,700,000	△1,178,400
	ノルウェークローネ	623,073,600	－	599,720,000	△23,353,600	86,640,000	－	85,020,000	△1,620,000
	オーストラリアドル	－	－	－	－	1,269,767,060	－	1,240,536,000	△29,231,060
	ニュージーランドドル	813,439,100	－	825,792,000	12,352,900	724,327,920	－	715,068,000	△9,259,920
	売建								
	米ドル	6,844,300,800	－	6,819,786,000	24,514,800	7,043,966,000	－	6,969,494,000	74,472,000
	カナダドル	459,765,700	－	444,093,000	15,672,700	394,911,840	－	393,408,000	1,503,840
	ユーロ	5,345,015,100	－	5,391,099,000	△46,083,900	5,736,813,000	－	5,696,509,000	40,304,000
	英ポンド	1,059,529,500	－	1,053,309,000	6,220,500	1,724,804,218	－	1,745,267,250	△20,463,032
	スイスフラン	1,720,342,375	－	1,511,590,000	208,752,375	619,145,312	－	614,418,750	4,726,562
	スウェーデンクローナ	788,613,600	－	785,400,000	3,213,600	－	－	－	－
	ノルウェークローネ	80,314,200	－	81,780,000	△1,465,800	285,288,000	－	283,400,000	1,888,000
	オーストラリアドル	1,849,756,520	－	1,788,948,000	60,808,520	－	－	－	－
	ニュージーランドドル	641,945,700	－	601,128,000	40,817,700	227,378,400	－	225,114,000	2,264,400
合計		25,413,940,557	－	25,042,605,250	253,565,683	20,999,567,775	－	20,822,629,000	32,452,765

（注）時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

（1）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（2）当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	（2011年10月20日現在）	（2012年４月20日現在）
１口当たり純資産額	1.2964円	1.3185円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 11.25%	17,700,000.00	23,075,842.93	
		US TREASURY N/B 8.125%	11,000,000.00	17,037,349.45	
		US TREASURY N/B 8.875%	26,300,000.00	39,464,728.00	
小計				79,577,920.38 (6,498,332,978)	
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	4,400,000.00	5,272,080.00	
		DEUTSCHLAND REP 6%	15,000,000.00	18,302,250.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	12,300,000.00	17,853,450.00	
小計				41,427,780.00 (4,450,172,127)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 6%	4,200,000.00	5,984,538.00	
		UK TREASURY 8.75%	2,200,000.00	3,072,718.00	
小計				9,057,256.00 (1,187,496,834)	
合計				12,136,001,939 (12,136,001,939)	

(注) 1．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 ３銘柄	100.0%	53.5%
ユーロ	国債証券 ３銘柄	100.0%	36.7%
英ポンド	国債証券 ２銘柄	100.0%	9.8%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

２ ファンドの現況

純資産額計算書

（2012年４月27日現在）

Ⅰ 資産総額	12,130,643,984円
Ⅱ 負債総額	40,682,017円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	12,089,961,967円
Ⅳ 発行済口数	12,337,817,222口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9799円

参考情報

＜ガリレオ・マザーファンド＞

純資産額計算書

（2012年４月27日現在）

Ⅰ 資産総額	14,951,612,865円
Ⅱ 負債総額	162,580,577円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,789,032,288円
Ⅳ 発行済口数	11,204,636,453口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3199円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第１ 委託会社等の概況」については、下記の内容に更新されます。

＜訂正・更新後＞

１ 委託会社等の概況

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

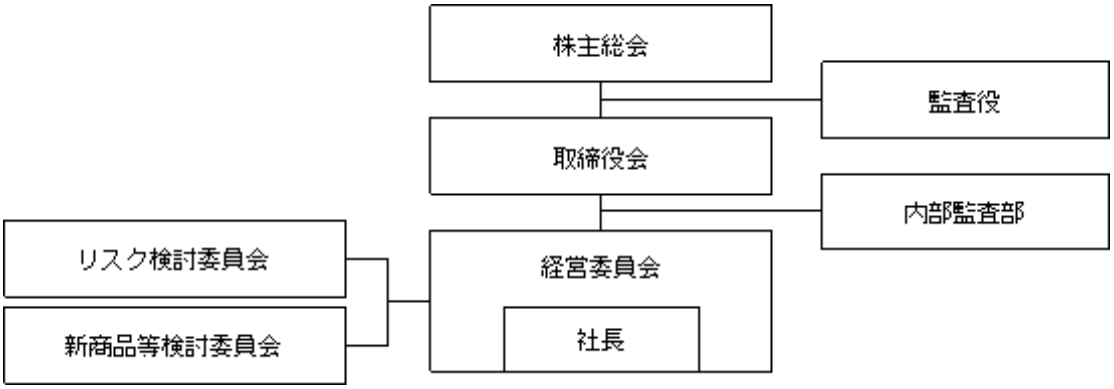

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、不動産運用部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。

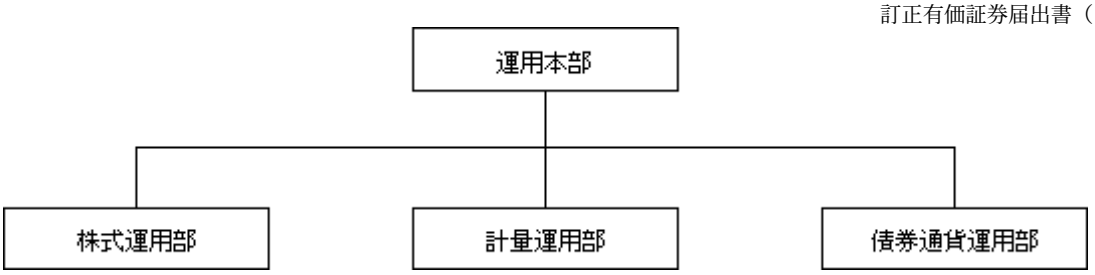

投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 事業の内容及び営業の概況

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2012年５月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	100	1,060,889,382,935
合計	100	1,060,889,382,935

次へ

３ 委託会社等の経理状況

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第17期事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）貸借対照表

期別		第16期 （平成23年３月31日現在）			第17期 （平成24年３月31日現在）		
資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			5,260,116			3,285,446	
有価証券			11,996,812			11,797,976	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			12,310			468	
未収入金	＊１		－			406,284	
未収委託者報酬			1,179,339			1,064,467	
未収運用受託報酬			974,480			1,026,201	
未収収益	＊１		503,943			159,925	
立替金			84,372			34,566	
繰延税金資産			441,173			489,782	
流動資産計			20,452,575	87.7		18,265,146	90.9
固定資産							
無形固定資産			133,057			694	
ソフトウェア		132,362			－		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,748,369			1,830,583	
投資有価証券		1,087,459			684,540		
長期差入保証金		－			10,000		
繰延税金資産		1,636,928			1,135,876		
その他の投資等		23,981			166		
固定資産計			2,881,426	12.3		1,831,278	9.1
資産合計			23,334,002	100.0		20,096,424	100.0

期別		第16期 （平成23年３月31日現在）			第17期 （平成24年３月31日現在）		
負債の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			305			82	
未払金			500,286			853,668	
未払収益分配金		125			151		
未払償還金		72			72		
未払手数料		500,088			447,157		
その他未払金		―			406,287		
未払費用	＊１		2,176,374			1,998,271	
未払法人税等			629,052			190,726	
未払消費税等			32,752			30,533	
流動負債計			3,338,771	14.3		3,073,282	15.3
固定負債							
長期未払費用	＊１		3,631,711			2,945,495	
役員退職慰労引当金			875,845			222,911	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			4,508,207	19.3		3,169,057	15.8
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			0			―	
特別法上の準備金計			0	0.0		―	0.0
負債合計			7,846,979	33.6		6,242,339	31.1

期別		第16期 （平成23年３月31日現在）			第17期 （平成24年３月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,559,911			12,921,678	
その他利益剰余金		14,559,911			12,921,678		
繰越利益剰余金		14,559,911			12,921,678		
株主資本合計			15,439,911	66.2		13,801,678	68.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		47,111			52,406		
評価・換算差額等合計			47,111	0.2		52,406	0.3
純資産合計			15,487,022	66.4		13,854,085	68.9
負債・純資産合計			23,334,002	100.0		20,096,424	100.0

（２）損益計算書

期別				第16期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日			第17期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日		
科目			注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			11,155,324			9,262,739	
		運用受託報酬	＊２		6,524,566			5,636,349	
		その他営業収益	＊２		5,720,903			5,514,145	
		営業収益計			23,400,795	100.0		20,413,234	100.0
		営業費用							
		支払手数料			5,811,677			4,702,587	
		広告宣伝費			77,931			165,456	
		調査費			4,138,815			4,318,795	
		調査費		0			－		
		委託調査費	＊２	4,138,814			4,318,795		
		委託計算費			200,594			163,984	
		営業雑経費			435,984			365,639	
		通信費		247,413			212,981		
		印刷費		160,208			130,935		
		協会費		28,362			21,722		
		営業費用計			10,665,004	45.6		9,716,463	47.6
		一般管理費							
		給料			6,888,334			5,308,793	
		役員報酬		161,011			163,438		
		給料・手当		3,004,836			2,866,902		
		賞与		1,029,476			488,900		
		株式従業員報酬	＊1,2	778,541			199,573		
		その他の報酬		1,914,468			1,589,978		
		交際費			39,406			26,547	
		寄付金			44,518			92,237	
		旅費交通費			217,421			204,386	
		租税公課			47,335			60,314	
		不動産賃借料			576,617			458,251	
		退職給付費用			811,570			635,720	
		固定資産減価償却費			49,760			24,336	
		事務委託費			313,451			386,181	
		諸経費			1,218,027			1,284,675	
		一般管理費計			10,206,444	43.6		8,481,445	41.5
	営業利益				2,529,346	10.8		2,215,325	10.9

期別				第16期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日			第17期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日		
科目			注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益							
		為替差益			16,136			―	
		受取利息			21,964			21,224	
		投資有価証券売却益			―			77,795	
		株式従業員報酬	＊1,2		55,488			251,012	
		雑益			165			2,903	
		営業外収益計			93,755	0.4		352,935	1.7
		営業外費用							
		支払利息			―			0	
		為替差損			―			22,648	
		雑損			0			0	
		営業外費用計			0	0.0		22,649	0.1
経常利益					2,623,101	11.2		2,545,612	12.5

期別			第16期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日			第17期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日		
科目		注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別損益の部	特別利益							
	金融商品取引責任準備金戻入額			－			0	
	特別利益計			－	0.0		0	0.0
	特別損失							
	特別損失計			－	0.0		－	0.0
税引前当期純利益				2,623,101	11.2		2,545,613	12.5
法人税、住民税及び事業税				1,158,841	5.0		731,215	3.6
法人税等調整額				5,213	0.0		452,629	2.2
当期純利益				1,459,046	6.2		1,361,767	6.7

（３）株主資本等変動計算書

第16期
（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成22年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△2,500,000	△2,500,000	△2,500,000			△2,500,000
当期純利益				1,459,046	1,459,046	1,459,046			1,459,046
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							4,364	4,364	4,364
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△1,040,953	△1,040,953	△1,040,953	4,364	4,364	△1,036,588
平成23年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022

第17期
（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成23年４月１日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△3,000,000	△3,000,000	△3,000,000			△3,000,000
当期純利益				1,361,767	1,361,767	1,361,767			1,361,767
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							5,294	5,294	5,294
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△1,638,232	△1,638,232	△1,638,232	5,294	5,294	△1,632,937
平成24年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
２．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。
３．引当金の計上基準	(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

その他の報酬に関する表示方法の変更	従来、関係会社から振替えられる兼職職員関連の費用は、全て「一般管理費」の「その他の報酬」に含めておりましたが、人件費以外の費用も一部含まれていることから、当会計年度より、当該人件費以外の金額を財務諸表により明瞭に反映させるため、「一般管理費」の「諸経費」に含めることとしました。 この表示方法の変更を反映させるため、前会計年度の財務諸表の組替えを行っております。 この結果、前会計年度の損益計算書において、「一般管理費」の「給料」及び「その他の報酬」並びに「諸経費」に表示していた7,651,162千円、2,677,296千円及び455,198千円は、それぞれ、6,888,334千円、1,914,468千円及び1,218,027千円に組替えられております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第16期 （平成23年３月31日現在）	第17期 （平成24年３月31日現在）
＊１　関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動資産 未収収益　138,806千円 流動負債 未払費用　40,141千円 固定負債 長期未払費用　116,408千円	＊１　関係会社項目 同左 流動資産 未収入金　404,033千円

（損益計算書関係）

第16期 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）	第17期 （自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日）
＊１　株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	＊１　株式従業員報酬 同左
＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　1,154,351千円 その他営業収益　5,677,633千円 営業費用 委託調査費　4,138,814千円 株式従業員報酬　△119,593千円 営業外費用 株式従業員報酬　124,855千円	＊２　関係会社項目 同左 営業収益 その他営業収益　5,452,985千円 営業費用 委託調査費　4,318,795千円 営業外収益 株式従業員報酬　56,181千円

（株主資本等変動計算書関係）

第16期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２ 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年９月27日臨時株主総会	普通株式	2,500,000	390,625	平成22年９月30日	平成22年９月30日

第17期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２ 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年３月12日臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成24年３月22日	平成24年３月22日

（リース取引関係）

第16期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	第17期 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

第16期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針 当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。 ② 金融商品に係るリスク及びその管理体制 金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。 信用リスク 信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。 当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。 コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。 また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。 市場リスク 当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。 流動性および資金調達リスク 当社は総資産の70%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第16期
（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,260,116	5,260,116	－
有価証券			
その他有価証券	11,996,812	11,996,812	－
未収委託者報酬	1,179,339	1,179,339	－
未収運用受託報酬	974,480	974,480	－

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,260,116	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	12,000,000	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	1,179,339	－	－	－	－	－
未収運用受託報酬	974,480	－	－	－	－	－

第17期
（自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第17期
（自　平成23年４月１日
至　平成24年３月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,285,446	3,285,446	－
有価証券			
その他有価証券	11,797,976	11,797,976	－
未収委託者報酬	1,064,467	1,064,467	－
未収運用受託報酬	1,026,201	1,026,201	－

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	3,285,446	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	11,800,000	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	1,064,467	－	－	－	－	－
未収運用受託報酬	1,026,201	－	－	－	－	－

（有価証券関係）

第16期
（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,087,459	79,432
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,996,812	11,996,812	―

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第17期
（自　平成23年４月１日
至　平成24年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	600,000	684,540	84,540
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,797,976	11,797,976	―

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
1,095,821	77,795	―

（デリバティブ取引関係）

第16期（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）	第17期（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第16期（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）	第17期（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
１　採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 ２　退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	１　採用している退職給付制度の概要 同左 ２　退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第16期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	第17期 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
１ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	１ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
未払費用 371,686千円	未払費用 456,569千円
未払事業税 48,985	未払事業税 15,881
その他 20,502	その他 17,331
小計 441,173	小計 489,782
繰延税金負債（流動負債）	繰延税金負債（流動負債）
小計 －	小計 －
繰延税金資産の純額 441,173	繰延税金資産の純額 489,782
繰延税金資産（固定資産）	繰延税金資産（固定資産）
長期未払費用 1,275,508	長期未払費用 1,033,933
役員退職慰労引当金 356,412	役員退職慰労引当金 81,558
その他 37,328	その他 52,518
小計 1,669,249	小計 1,168,010
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金負債（固定負債）
その他有価証券評価差額金 △32,321	その他有価証券評価差額金 △32,133
小計 △32,321	小計 △32,133
繰延税金資産の純額 1,636,928千円	繰延税金資産の純額 1,135,876千円
２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 40.69 %
	（調整）
	法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正 6.24 %
	その他 －0.42 %
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.51 %

第16期 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）	第17期 （自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日）
３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年４月１日に開始する事業年度以降、平成27年３月31日までに終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は156,460千円減少し、その他有価証券評価差額金が2,268千円、法人税等調整額が158,728千円それぞれ増加しております。
４　決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。	４　決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第16期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

第16期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

１．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,155,324	6,524,566	5,720,903	23,400,795

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
20,628,449	2,772,345	23,400,795

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第17期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

第17期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

１．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	9,262,739	5,636,349	5,514,145	20,413,234

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
18,556,174	1,857,060	20,413,234

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第16期
（自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	6,965百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	営業費用及び一般管理費（注１）	△119,593	未払費用	40,141
							株式従業員報酬（注１）	124,855	長期未払費用	116,408
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	22百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬（注２）	1,154,351	未収収益	138,806
							その他営業収益（注２）	5,677,633		
							委託調査費の支払（注２）	4,138,814		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注２）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第16期
（自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	—	業務委託役員の兼任 有価証券の購入	支払手数料 兼務従業員の人件費等の支払（注１） 受取利息	149,454 2,565,003 21,114	未払手数料 未払費用 有価証券 立替金	17,326 474,311 11,996,812 38
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出向受入等役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金（注２） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	7,056,607 △ 11,019	未払費用 立替金 長期未払費用	862,578 43,759 3,791,077
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国ニューヨーク州	41百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	運用受託報酬（注３）	1,617,993	未収収益	365,104
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・Ⅱリミテッド	ケイマン諸島	33百万ドル	ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託	—	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注２） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	434,078 △63,231	未払費用 長期未払費用	495,731 △43,158

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下ＧＳＪＨ）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスⅡ・リミテッド（以下ＧＳ２Ｌ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨ、ＧＳ２Ｌに対する債務として処理しております。

（注３）運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第17期
（自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	3,108百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬（注１）	56,181	―	―
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	316百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益（注２）	5,452,985	未収入金	393,727
							委託調査費の支払（注２）	4,318,795		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注２）その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第17期
（自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の人件費等の支払（注１）	2,304,783	有価証券	11,797,976
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出向受入等 役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金（注２） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	5,339,280 171,617	未払費用 長期未払費用	1,111,143 3,017,713
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国ユタ州	19,214百万ドル	銀行業	—	現金の預入	—	—	現金・預金	360,145
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国ニューヨーク州	32百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	—	—	未払費用	212,193

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下ＧＳＪＨ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第16期 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）		第17期 （自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,419,847円31銭	１株当たり純資産額	2,164,700円82銭
１株当たり当期純利益金額	227,976円06銭	１株当たり当期純利益金額	212,776円18銭
損益計算書上の当期純利益	1,459,046千円	損益計算書上の当期純利益	1,361,767千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,459,046千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,361,767千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

次へ

4 利害関係人との取引制限

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 その他

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 本書提出日前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第２ その他の関係法人の概況」については、下記の内容に更新されます。

＜訂正・更新後＞

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 投資顧問会社

（2011年12月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）	316.8百万米ドル (24,629百万円 1米ドル＝77.74円)	ＧＳＡＭニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

（2012年３月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

（2012年３月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社新生銀行 (注)	512,204百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社十八銀行 (注)	24,404百万円	
楽天銀行株式会社	25,954百万円	

(注)新規のお申込みのお取扱いは行いません。

2 関係業務の概要

(1) 投資顧問会社

ＧＳＡＭニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3 資本関係

(1) 投資顧問会社

ＧＳＡＭニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。ＧＳＡＭニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年５月23日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているガリレオの平成23年10月21日から平成24年４月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレオの平成24年４月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成24年５月29日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。